

高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金交付要綱

(令和2年12月16日区長決定)

(一部改正令和3年3月15日)

(一部改正令和3年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）が重症化するリスクの高い者の集団で形成される高齢者施設の新規入所者、介護サービスを提供する職員等に対し PCR 検査及び抗原定量検査（以下「PCR 検査等」という。）を行うことで感染者の発生を把握し、早期の措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、これに要する経費を補助金として交付することを目的とする。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に掲げる施設における新規入所者、病院からの退院者及び介護サービスを提供する職員が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図ることを目的として、PCR 検査等を受ける事業とする。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、板橋区内で次の施設を運営している法人とする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護
- (2) 認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護
- (5) 短期入所生活介護（ショートステイ）
- (6) 軽費老人ホーム（ケアハウス、都市型軽費老人ホーム）

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、令和2年7月9日から令和3年3月31日までに要した、新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査等に係る費用であって、次に掲げるものとする。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づく調査として実施される検査は対象外とする。

- (1) 検査費用
- (2) 検体採取費用
- (3) 結果診断料

2 前項本文の規定にかかわらず、前項の補助対象経費について国、他の地方公共団体等から補助金の交付を受けている場合は、この要綱による補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、PCR 検査は1検査当たり2万円、抗原定量検査は1検査

当たり7千5百円を上限とし、これに令和2年10月1日現在の第3条各号に掲げる施設の定員数（宿泊定員数）を乗じた額を基準上限額として、補助対象経費の実支出額とする（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の交付申請書に必要書類を添えて、区長が定める期限までに区長に申請する。

2 区長は、前項の交付申請の期限後、予算の範囲内で期限を定めて追加申請を受けることができる。

3 前項の追加申請は、前条の基準上限額を超える額によっても行うことができるものとする。ただし、追加申請に係る申請額の総額が予算の範囲を超えるときは、区長が別に定める方法により追加申請を行った者に対する補助金の額を決定する。

（交付決定）

第7条 前条の交付申請又は追加申請があったときは、区長は、その内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付について決定し、別記様式第2号の交付決定通知書により申請者に通知する。

（承認事項）

第8条 申請者は、第6条の申請後、その内容を変更しようとする場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（決定の取消）

第9条 区長は、前条の変更の申請があったとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても同様とする。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（状況報告）

第10条 区長は、必要に応じて補助事業の進捗状況の報告をさせることができる。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに別記様式第3号の実績報告書に必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 区長は、前条の実績報告及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第4号の補助金額確定通知書により、申請者に通知する。

（交付請求）

第13条 申請者は、前条の規定による額の確定後において補助金を請求するときは、別記様式第5号の請求書を区長に提出しなければならない。

（関係書類の管理保管等）

第14条 申請者は、補助事業に係る収入と支出の関係を明らかにした帳簿を備え、収支の事実に係る証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、東京都板橋区補助金交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるところによる。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年7月9日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）板橋区長

法人所在地
法人名
代表者職氏名

高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 _____ 円
- 2 添付書類
事業計画書兼収支予算書（別紙1－1）
- 3 担当者
事業所名 _____
担当者 _____
連絡先 _____

年 月 日

（宛先）板橋区長

法人所在地
法人名
代表者職氏名

高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金実績報告書

標記の件について、下記のとおり実績報告をします。

記

- 1 実績報告額 _____ 円

- 2 添付書類
実績報告書兼収支決算書（別紙3-1）
領収書（写し）

- 3 担当者
事業所名 _____
担当者 _____
連絡先 _____

第 号
年 月 日

様

板橋区長

高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 _____ 円

2 対象事業所

年 月 日

（宛先）板橋区長

法人所在地
法人名
代表者職氏名

高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった、高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金について、下記のとおり交付請求します。

記

1 交付請求額 _____ 円

3 担当者

事業所名 _____

担当者 _____

連絡先 _____